

# 地域維持型共同企業体制度の概要

---

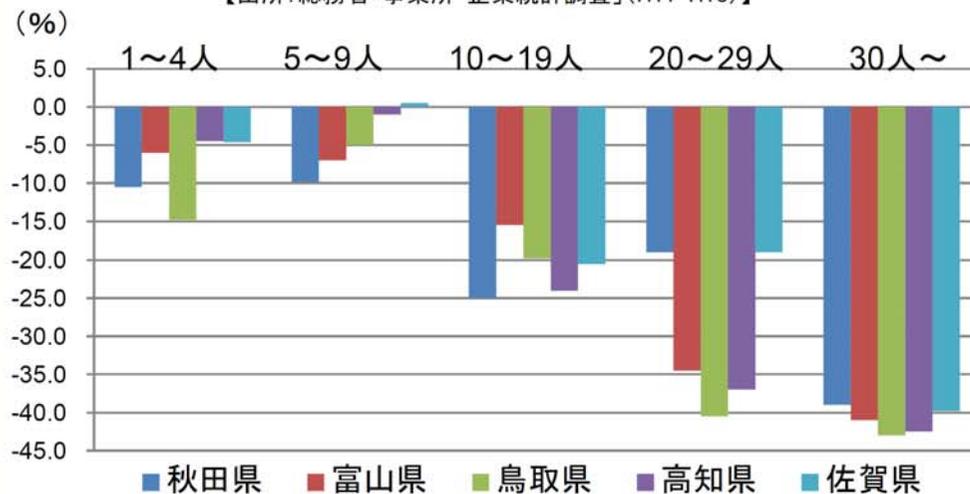
# 地域維持型建設共同企業体による競争参加の試行

- 事業環境の悪化に伴い、災害対応、除雪、インフラの維持管理等(地域維持事業)を担う能力のある地域建設企業が減少。  
→このままでは地域社会の維持に不可欠な最低限の維持管理等までもが困難となる地域が生じかねない状況。
- 地域の維持管理等が将来にわたって持続的に行われるよう、入札契約制度においても担い手確保に資する工夫が必要。

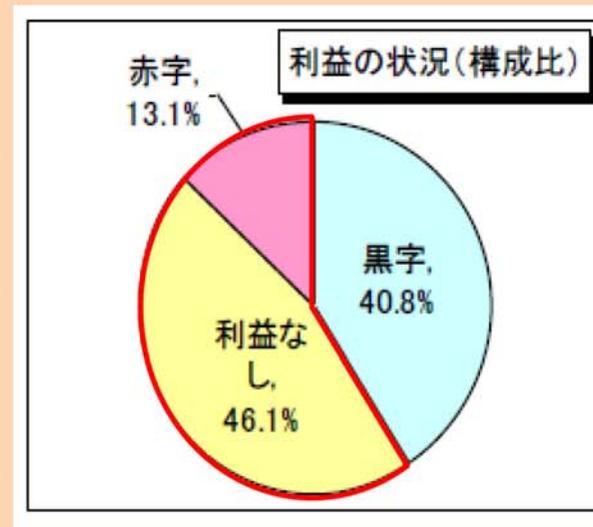
## 担い手企業の小規模化

中核となる建設企業の大規模減、小規模化・零細化(地方圏で顕著)

事業所数の減少率(H11→H18地方圏)  
【出所:総務省「事業所・企業統計調査」(H11・H18)】

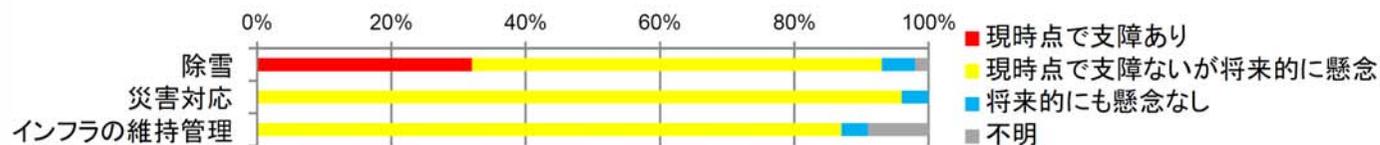


## 地域維持事業の低い採算性



出所:富山県建設業協会調べ(平成23年1月)

## 地域維持事業における都道府県の将来的な懸念



出所:国土交通省「建設企業の災害対応、除雪、インフラの維持管理等に関するアンケート」(平成23年1月)及び北陸地方整備局調べ

不調・不落の増加

【(除雪)北陸4県・市町村】  
(H19)119件, (H20)183件,  
(H21)186件

## 地域維持型契約方式の活用（入札契約適正化指針（H23.8.9閣議決定））

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用

（社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など）

○年間を通じた工事量の平準化

（除雪 + 除草、維持補修等）

○異なる事業の組み合わせ

（道路管理 + 河川管理）

○異なる工区の組み合わせ

（A工区 + B工区）

契約  
（複数年）

（従来の担い手）

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体等

（制度の新設）

○地域維持型建設共同企業体

## 地域維持型建設共同企業体（共同企業体運用準則（H23.11.11）、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて（H23.12.9））

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事（維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない）
- ③ 構成員（数、組合せ、資格）
  - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数（当面は10社を上限）
  - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者（土木工事業又は建築工事業の許可を有する者）を少なくとも1社含む
  - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件（専任制）を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

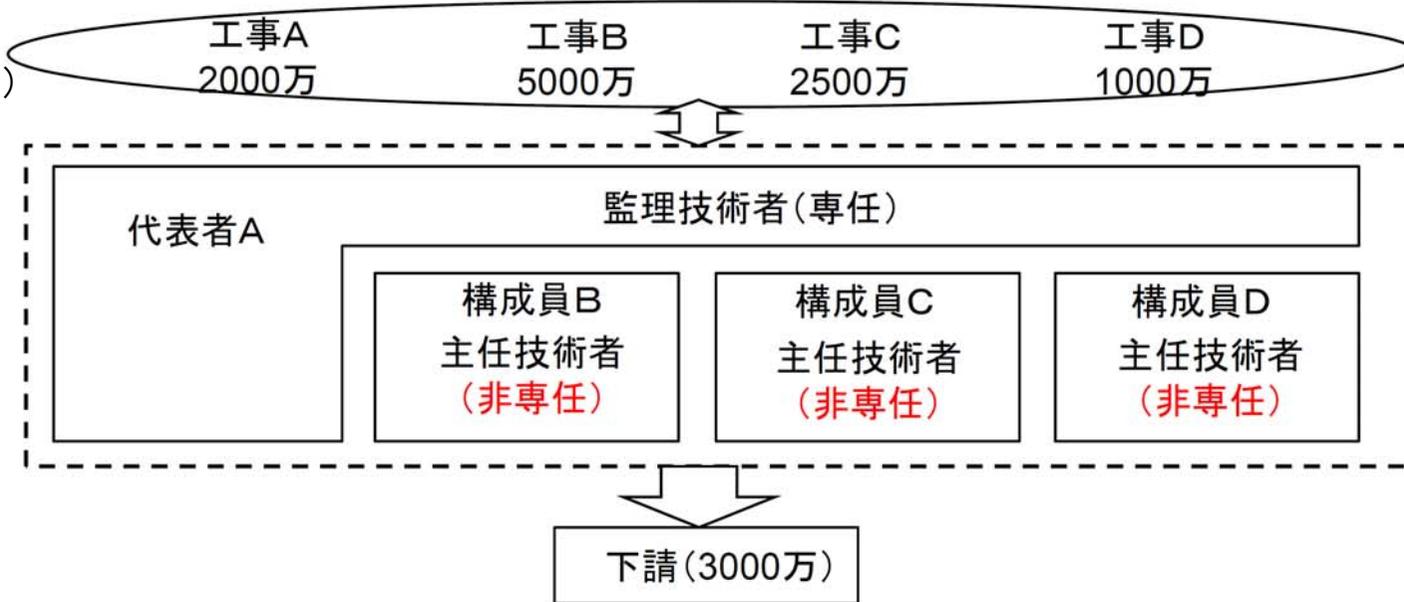
# 地域維持型JVの登録要件

項目		当面の取扱い	備考
① 構成員	構成員数	○2～5社	・当面5社以下 ・結成方法：自主結成
	組合せ	○発注工事に対応する工事種別「維持修繕工事」の有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとする。 ○ただし、建設業法(昭和24年法律第100号)の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むものとする。	工事種別：工事請負業者選定事務処理要領(昭和41年12月23日付け建設省厚第76号)第3に定める工事種別
	技術的要件	○構成員のいずれかについて、発注工事と同種の工事について元請としての施工実績を有すること。	
		○すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき許可を有しての営業年数が3年以上あること。	
		○下請契約の額が3,000万円以上となる場合は、監理技術者を設置しなければならない。 ○請負金額が2,500万円以上となる場合は監理(主任)技術者を専任で設置しなければならない。  【甲型の場合】 ・下請契約の額が3,000万円未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。 ・下請契約の額が3,000万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員1社以上が監理技術者(その他の構成員は主任技術者)を設置しなければならない。 ※ただし、構成員の中で最も上位の等級の有資格業者が監理(主任)技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。  【乙型の場合】 ・各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。	JVの型(甲・乙)により、技術者の配置要件(専任等)が異なる
	○すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可を受けている本店、支店又は営業所が一定の地域内にあること。	一定の地域(例)：○○県○○地方生活圏内	
② 出資比率等		○甲型の地域JVの場合、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であること。 ○乙型の地域JVの場合は、分担工事額がない者を構成員とすることは認めない。	
③ 代表者要件		○代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定された者とする。	
④ 登録		○単体と地域JVとの同時登録可能 ○経常JV・特定JVとの同時結成・登録は、可能 ○登録できる地域JVは、1とする。(複数の地域JVとの同時登録不可)	
⑤ 認定資格の有効期間		○認定の対象となった工事についてのみ有効	

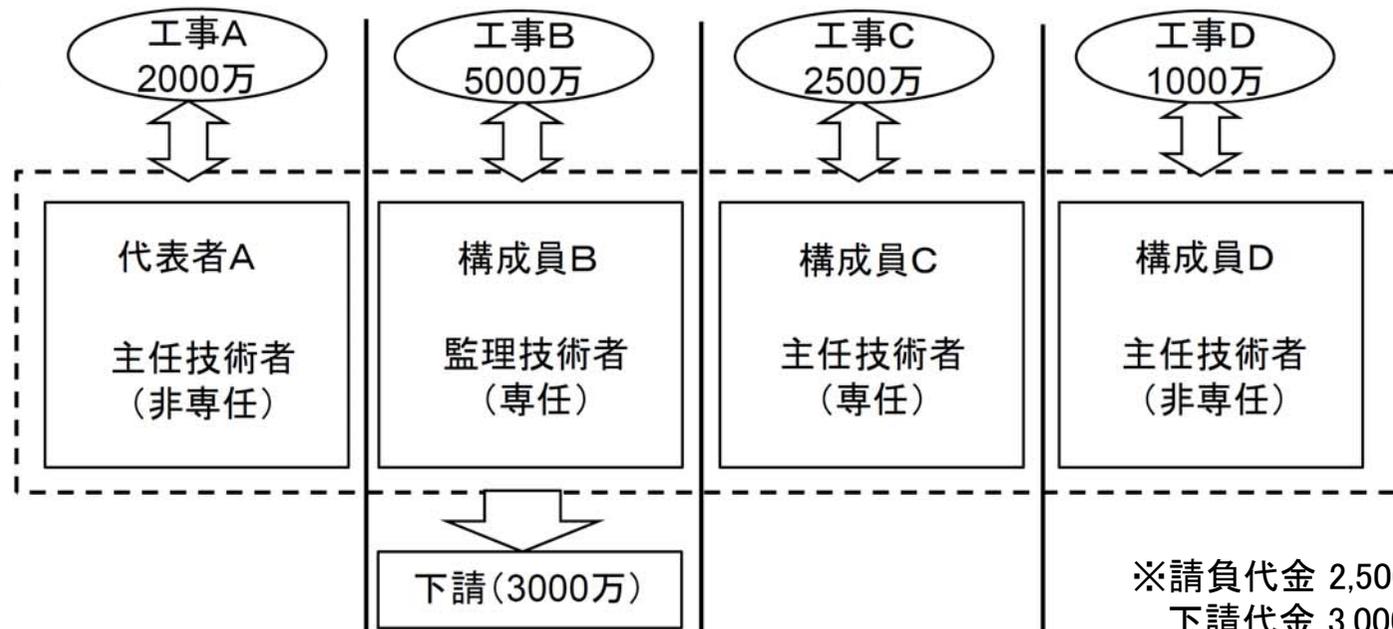
※1つの企業が、単体、経常JV又は地域JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

# 地域維持型JVの技術者配置のイメージ

甲型の場合  
(共同施工方式)



乙型の場合  
(分担施工方式)

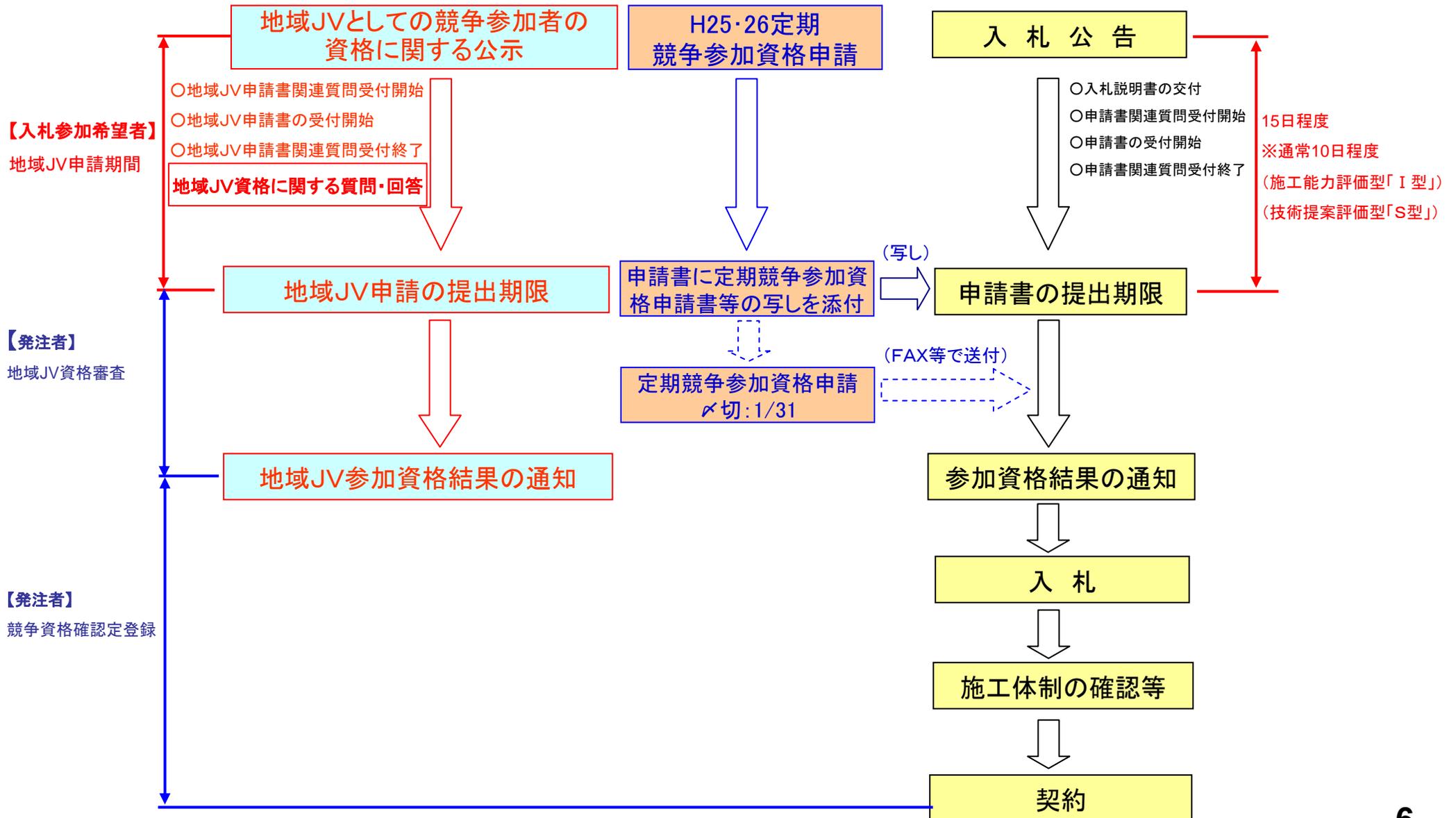


※請負代金 2,500万円以上  
下請代金 3,000万円以上の例 4



# 地域維持型JVにおける申請手続きフロー

## 一般競争入札：〇〇保守工事（施工能力評価型 I 型）



# 地域維持型JVにおける競争参加資格・総合評価

## 1. 「企業の施工実績」、「地域精通度・地域貢献度」の評価

		A社	B社	C社	D社	
競争参加資格	同種工事の施工実績	●	—	—	—	
		●				
総合評価	企業の施工実績	同種工事の実績	○	—	—	—
		当該工事種別の平均成績	○	○	○	○
		優良企業表彰	○	○	○	○
		・	○	○	○	○
		・	○	○	○	○
	・	○	○	○	○	
	地域精通度地域貢献度	○	○	○	○	

●いずれか1社の同種工事の実績があれば、JVとして競争参加資格あり。

●一の企業が、単体、経常JV又は地域JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない

●総合評価項目は、いずれか一社かつ同一企業の施工実績を評価する。(同種工事の施工実績を有しないB社、C社、D社いずれの者の実績でも申請可能(評価対象)とする。)

●複数の社の申請があった場合は、加算点合計が最も低い社を評価対象とする。

## 2. 配置技術者の能力の評価

		a技術者	b技術者	c技術者	d技術者
競争参加資格			●		●
総合評価	同種工事の実績	×	○	×	×
	同種工事の成績	×	○	×	×
	優秀技術者表彰	×	○	×	×
	・	×	○	×	×
	・	×	○	×	×
	・	×	○	×	×

●競争参加資格を有する技術者の施工実績を評価

●複数の技術者の申請があった場合、加算点合計の最も低い者を評価対象とする。

# 地域維持型JVの入札説明書記載例

## 入札説明書

中国地方整備局●●河川国道事務所の●●工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成●●年●●月●●日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中国地方整備局 ●●河川国道事務所長 ●● ●●

●●県●●市●●

3. 工事概要

(1) 工事名 ●●工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 ●●県●●市●●町●●

(3) 工事内容

工事延長 L=●●m

●●工 1式

○○工 ●●, ●●●m2

▲▲工 1式

△△工 ●●m

(4) 工期 契約締結の翌日から平成●●年●●月●●日まで

(5) 使用する主要な資機材 生コンクリート 約●●●km3

鋼材（棒鋼） 約●●●百トン

**(11) 本工事は、地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」）での競争参加が可能な工事である。**

4. 競争参加資格

**(3) 地域JVで競争に参加しようとする企業体は、別に公示する競争参加者の資格に関する公示による競争参加資格審査申請書を提出し、競争参加資格の認定を受けていること。**

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

**(5) 当該工事について、単体、経常JV又は地域JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加していないこと。**

(7) 平成9年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績を有すること。又は下請企業表彰を受けた企業で、下請企業表彰の対象となった工事が次の同種工事の施工実績を有していること。

**地域JVにあつては、構成員のいずれかについて、同種工事について元請としての施工実績を有すること。**

(9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。

**地域JVの主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用は、次のとおりとする。**

1) 地域JVの甲型の場合

i) 下請契約の額が3,000万円未満又は……………

ii) 下請契約の額が3,000万円以上となる場合は、……………

iii) 上記i)又はii)の場合において、……………

2) 地域JVの乙型の場合

i) 分担工事に係る下請契約の額が3,000万円未満又は……………

ii) 分担工事に係る下請契約の額が3,000万円以上となる場合は、……………

3) 監理技術者等の専任期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設企業が、……………

**地域JVにあつては、構成員の内の1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。**

(11) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で過去2年間（平成22・23年度）に完成した当該工事種別（4.（2）に示す工事（等級がある場合、等級は問わない。）をいう。以下、「当該工事種別」という。）の工事がある場合は、当該工事における評定年度の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

地域JVにあつては、下記5.（2）2)企業の施工実績（加算点）で提出した企業において、中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で過去2年間（平成22・23年度）に完成した当該工事種別の工事がある場合は、当該工事における評定年度の年度毎の平均点の平均（実績が1年度の場合は、当該年度の平均点）が65点以上であること。

(14) 中国地方整備局管内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

**地域JVにあつては、全ての構成員が●●県の●●地方生活圏内に建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。**

5. 技術的能力の審査及び総合評価に関する事項

(2) 総合評価に関する着目点及び得点配分

本工事の総合評価に関する評価項目及び評価の着目点並びに得点配分は、次のとおりとする。

2) 企業の施工実績（加算点）

**なお、地域JVにあつては、構成員のいずれか一社かつ同一企業の施工実績を評価する。**

3) 配置予定技術者の能力（加算点）

**地域JVの配置予定技術者においては、複数の申請も可能とする。なお、評価においては、加算点合計の最も低い者の加算点とする。**

**また、地域JVにあつては、構成員のいずれかで、同一企業の配置予定技術者の能力を評価する。**

6) 地域精通度・地域貢献度（加算点）

**なお、地域JVにあつては、上記「2)企業の施工実績」と同一企業の地域精通度・地域貢献度を評価する。**

# 地域維持型契約方式の導入例(1/2)

- 国土交通省でH23年度の地域維持型契約方式の導入は、中国地整1件、九州地整で110件
- このうち落札者が地域JVとなった案件は、九州地整の4件
- 各自治体の導入状況は以下のとおり

自治体	契約エリア	包括した業務内容	工期	概ねの契約金額 (単位:百万円)	請負業者	構成企業数	競争方式
北海道	出張所等の所管区域を1つの業務区域に設定	①道路管理パトロール ②河川等管理パトロール ③道路維持補修業務 ④河川等維持補修業務	1年	89	事業協同組合	7	一般競争
青森県	下北地域県民局管内 (3工区を包括発注)	①道路維持補修業務 ②舗装維持補修業務 ③道路清掃(側溝含む)業務 ④除草業務 ⑤機械除草業務 ⑥路面清掃業務 ⑦防雪柵管理業務 ⑧防雪施設管理業務 ⑨一般除雪(排含む)業務 ⑩春除雪業務 ⑪道路管理集計等業務	1年	270	地域維持型JV	13	プロポーザル
宮城県	土木事務所管内 (計8ブロック)	①道路管理 ②除草 ③除融雪業務	1年	数千万円 (1ブロックあたり)	単体	1	指名競争
秋田県	8地域振興局×2~6分割 (計28ブロック)	①道路・河川監視 ②舗装補修 ③側溝清掃 ④除草等	2年	67 (1ブロックあたり)	地域維持型JV	3~5	プロポーザル
栃木県	大田原土木管内を統合	①道路除雪業務 ②道路維持管理業務 ③河川維持管理業務 ④砂防施設等維持管理業務	6ヶ月	164	事業協同組合	38	プロポーザル

# 地域維持型契約方式の導入例(2/2)

自治体	契約エリア	包括した業務内容	工期	概ねの 契約金額 (単位:百万円)	請負業者	構成 企業数	競争式
群馬県	群馬県全域	①簡易な補修を含む道路パトロール	3年	510	事業協同組合	209	一般競争
長野県	小海町・南牧村工区	①道路施設に係る小規模補修工事 ②車道等の除雪及び凍結防止剤散布業務	1年	35	地域維持型JV	8	プロポーザル※
岐阜県	関金山線他5路線	①道路維持修繕業務 ②除雪業務 ③河川維持修繕業務 ④砂防施設修繕業務	7ヶ月	30	地域維持型JV	6	一般競争
三重県	鳥羽松阪線	①剪定業務(剪定、抜根除草、施肥)	2年	24	単体	1	一般競争
京都府	旧町村単位	①道路維持事業 ②河川維持事業 ③凍結防止剤散布作業	1年	9	単体	1	一般競争
島根県	旧市町村単位(計7工区)	①道路維持修繕 ②河川維持修繕 ③砂防施設維持修繕	1年	10 (1ブロックあたり)	単体	1	指名競争
山口県	旧市町村単位	①道路巡視 ②道路維持事業	1年	30 (1ブロックあたり)	単体	1	指名競争
愛媛県	新居浜市管内	①土木一式 (土木施設年間維持工事)	1年	14	事業協同組合	63	指名競争
大分県	大分・竹田・玖珠の3土木 事務所にまたがる県道別 府一の宮線	①道路維持業務 ②冰雪対策業務	3年	165	単体	1	プロポーザル
札幌市	札幌市全域 (23ブロックに分割)	①道路維持 ②道路除雪 ③河川維持	1年	32~76 (1ブロックあたり)	特定JV	4~15	一般競争

※長野県では「施工体制確認型契約方式」としている。

(H24.10.1現在 国土交通省調べ)